

PCT制度の活用に関する考察

——国際段階とシンガポール移行段階の特許性判断の関係分析——

国際第2委員会
第3小委員会*

抄 録 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT出願）制度では、国際段階において特許性判断に関する見解書が提供される。しかしながら、このような見解書が、特にシンガポールのような新興国においてどのように利用されているのか、これまで客観的に把握されていなかった。一方、新興国における特許出願の重要性は高まりつつある。そこで当小委員会では、日本特許庁（JPO：Japan Patent Office）を受理官庁とするPCT出願を対象として、国際段階とシンガポール移行段階の関係について分析を行った。本稿では、その分析結果を報告する。

目 次

1. はじめに
2. シンガポール特許審査の特徴と法改正
3. 分析対象
4. 審査ルートに着目した分析と考察
 4. 1 分析対象案件の抽出
 4. 2 分析方法
 4. 3 分析結果と考察
5. 他国情報審査の分析と考察
 5. 1 分析対象案件の抽出
 5. 2 分析方法
 5. 3 分析結果と考察
6. 英語PCT出願の分析と考察
 6. 1 分析の背景
 6. 2 分析対象案件の抽出
 6. 3 分析方法
 6. 4 分析結果と考察
7. おわりに

1. はじめに

国際第2委員会第3小委員会では、これまで、日本からの出願の多い日米欧中を対象として、PCT出願及びグローバル出願に関する考察を行っており、審査ハイウェイの有効性の考察¹⁾や、

各国審査とPCTの国際調査報告（以下ISR）の特許性判断の比較を基にISRの有効性についての考察^{2), 3)}を報告してきた。本稿では、新興国における特許出願の重要性が高まることを考慮し、新興国の審査におけるISRの有効性を考察することによって、日本の出願人がPCT出願を有効活用しながら、新興国で効率的な特許権取得を行うことができる情報の提供を目指し、ISR有用性についての考察範囲を新興国に広げることとした。

本稿では、新興国のうち、シンガポールに注目した。シンガポールは、2013年3月にIP-HUBマスタープランを発表し、アジアにおける知財のハブになることを目指している。また、特許出願言語は英語であり、パリ条約、PCT条約等に加盟しており、日本国内出願を基礎とする優先権出願、PCT出願からの国内移行、及びこれらに対する日本を第1庁とするPPHの利用が可能である。さらに2015年9月からはPCTの国際調査機関の業務を開始するなど、知財体制の整

* 2015年度 The Third Subcommittee, The Second International Affairs Committee

備が急速に進んでいる。このような背景もあり、2014年におけるシンガポールへの年間出願件数は全体（PCT出願からの国内移行を含む）で約1万件、日本からシンガポールへの特許出願は約1,400件である。出願数のトレンドは微増傾向にあり、2010年から2014年の5年間で見ると、全世界からシンガポールへの出願は約6%の増加、日本からシンガポールへの出願は約14%の増加である⁴⁾。

また、シンガポールでの特許権取得は、同国で活用するだけでなく、審査の早い同国から、ASEAN特許審査協力プログラム（ASPEC）を通じて東南アジア各国で、効率よく、早期に特許権を取得するための有効な手段となる可能性があり⁵⁾、今後、日本の出願人にとってますます重要性が高まることが推測される。

本稿における考察の概要は、PCT出願における国際段階とシンガポール移行段階の特許性判断の関係についての分析結果に基づくものである。まず、シンガポールの審査ルートに着目した分析、及びシンガポール特有の他国情報審査の活用の実態の分析を行った。ここでは主に審査請求日（及び審査請求に相当するタイミング）⁶⁾から特許登録までの期間の分析を行った。さらに、英語PCT出願に着目して国際調査機関毎に比較分析を行った。

本稿は、2015年度国際第2委員会第3小委員会の活動の成果であり、秦真也（パナソニックヘルスケア、第3小委員会小委員長）、田中寿志（鉄道総合技術研究所）、植木達彦（古河電気工業）、上地潤一（理研ビタミン）、中島敦（本田技研工業）、三原知浩（武田薬品工業）、浅井隆一（富士電機）が担当した。

2. シンガポール特許審査の特徴と法改正

ここでは、本稿考察に影響のある審査の特徴及び法改正内容について簡単に触れる^{7)、8)}。

シンガポールの特許審査の主な特徴として、

以下の4つの審査ルートを出願人が選択して、審査請求を行う点が挙げられる。

(A) 優先日から13ヶ月以内に調査（Search）、優先日から36ヶ月以内に審査（Examination）をそれぞれ請求する。

(B) 優先日から36ヶ月以内に調査と審査を請求する（Combined search and examination）

(C) 優先日から36ヶ月以内に対応出願の他国での調査結果に基づく審査請求をする。

(D) 優先日から54ヶ月以内に対応出願の他国での審査結果に基づく審査請求をする。

ここで審査ルート（C）においては、他国での調査結果として、主に実際にはPCTの特許性に関する国際予備報告（International preliminary report on patentability, 以下「IPRP」）が提出される。審査ルート（D）においては、他国での審査結果として、所定官庁⁹⁾での対応他国出願の審査の最終結果が提出される。

シンガポールは2014年2月14日に改正特許法が施行され、それ以降に出願（分割出願を含む）またはPCT国内移行された特許出願の審査に改正法が適用される。

前述の4つの審査ルートから、出願人が選択する点については法改正前後で同様である。法改正前後の違いとして以下の点が挙げられる。

まず、審査ルート（D）を選択した場合において、法改正前では行われていなかった補充審査（Supplementary Examination）が、法改正後では行われるようになった点が挙げられる。

さらに、法改正前では自己査定型の特許制度であったため、特許要件を満たしていない出願であっても、出願人の意思により特許が付与されていた。それに対して、法改正後では、自己査定型の特許制度が廃止されたため、シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore, 以下「IPOS」）が調査及び実体審査を行うようになり、IPOSの審査結果が肯定的な場合にのみ特許が付与されるようになった。

また、法改正前では、特許登録料納付前までの任意の期間において自発補正が可能であったのに対して、法改正後では、審査ルート(A)～(D)の各審査の請求が行われるまでの期間においてのみ、自発補正が可能になった点や、スロートラック及びファストトラック¹⁰⁾の選択が廃止された点などが挙げられる。

3. 分析対象

本稿では、シンガポール出願のうち、日本の出願人にとって利用が多いと考えられるPCTルート経由での出願を分析対象とした。なお、本分析の開始時点では、審査結果(審査経過)が効率的に得られる法改正後の出願が極めて少なく、やむを得ず法改正前の出願を分析対象としたことをご承知いただきたい。

前述の通り、法改正前では自己査定制度で特許登録されているため、登録率ではなく、登録までにかかる期間を分析するのが有効と考えた。なぜならば、登録までにかかる期間が短い出願は、この期間に行うアクション数が少なく、費用も抑えられて効率よく特許されたものと推定できると考えたためである。なお、登録までの期間などの経過情報については、Webで公開されているIPOSのデータベース(以下「eSearch」)から入手可能である。このeSearchから得られる審査経過情報は、限定的なものである。しかし、より詳細な包袋情報については代理人等を通じて現地で入手する必要があるため、本分析ではeSearchで得られる情報の範囲で分析した。

4. 審査ルートに着目した分析と考察

4.1 分析対象案件の抽出

シンガポール移行後の4つの審査ルートの特徴を分析することを目的として、商用データベース(PatentSQUARE)を用い、以下①～③の条件全てを満たすPCT出願263件を抽出した

(抽出日:2015年12月25日)。

- ① 国際出願日が2011年1月1日以降2011年3月31日までのPCT出願
- ② JPOが受理官庁である出願(出願番号から特定)
- ③ シンガポールに移行されている出願(IPOSが発行した公開公報番号から特定)

4.2 分析方法

4.1節で抽出したPCT出願263件について、以下の5点を分析した。公開データを確認するためのツールとして、eSearchの他、主には、世界的な所有権機関(WIPO:World Intellectual Property Organization)、欧州特許庁(EPO:European Patent Office)、JPO及び米国特許商標庁(USPTO:United States Patent and Trademark Office)がそれぞれ提供するPATENT SCOPE、Espacenet、J-PlatPat及びPublic Pairを使用した。

(1) 国際段階での特許性判断

対象案件のIPRP(国際予備審査が請求されている場合には国際予備審査報告(IPER)、国際予備審査が請求されていない場合には国際調査機関による見解)を国際段階の特許性判断結果として確認し、「全ての請求項に対して特許性がある(Positive)」と判断された案件、「一部の請求項に対して特許性がある」と判断された案件、及び「全ての請求項に対して特許性がない(Negative)」と判断された案件を、それぞれ「全P」、「一部P」及び「全N」と分類して表現した。

(2) シンガポール審査ルートの選択

4つの審査ルートのうち、いずれの審査ルートが選択されたのかについて分析した。この審査ルートの選択結果については、eSearchの経過情報の記載を確認することによって行った。審査ルート毎の経過情報の記載については、具

体的に以下の括弧内において示す通りである。

(A) 調査と審査を別請求 (Request for an examination)

(B) 調査と審査を同時請求 (Request for combined search and examination)

(C) 特許性に関する国際予備報告提出 (Rely on IPRP)

(D) 他国情報提出 (Prescribed information)

さらに、審査ルート (A) 及び (B) については、初回審査結果通知 (ファーストアクション) の有無を確認した。

(3) シンガポール移行後の補正の有無

eSearchに4つの審査ルート経緯が記録された日を審査請求日として、シンガポール移行日から審査請求日までの補正の有無を確認した。

(4) シンガポール審査状況

審査状況が「審査中」、「特許」、「放棄」のうちいずれに該当するかを分析した。「特許」とは、特許査定のお知らせがあったことを意味し、「放棄」とは、出願が放棄された、又は審査結果通知後に出願が放置されたことにより、特許を受けることができなくなった状況を意味する。

(5) シンガポール審査日数

審査状況が「特許」の案件について、前述の審査ルートが選択された日からシンガポールで特許査定を受けるまでの期間を「シンガポール審査日数」として定義して算出した。

4.3 分析結果と考察

(1) 国際段階の特許性判断と補正の有無

図1に国際段階の特許性判断とシンガポール移行後の補正の有無の関係を示す。分析対象の263件のうち、「全P」、「一部P」及び「全N」の案件数が、それぞれ77件、61件及び125件となっている。国際段階の特許性判断で「全P」

であってもその6割程度がシンガポール移行後に補正を行っていることが分かる。これは、日本の出願人が国際段階での特許性の判断のみではなく、他国での審査の状況などを総合的に判断しているためと考えられる。

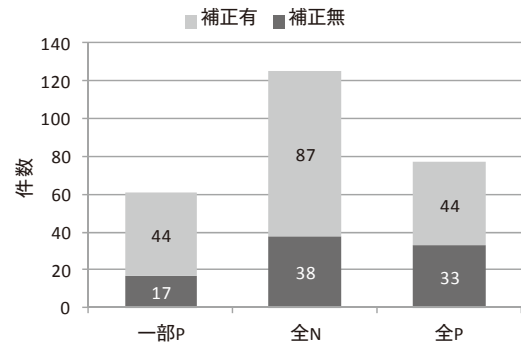


図1 国際段階の特許性判断と補正の有無

(2) 国際段階の特許性判断と審査日数

分析対象の263件のうち、データ抽出日時時点で審査請求されている案件は218件あり、うち、179件が特許されていた。この179件を対象として、国際段階での特許性判断と補正の有無ごとに審査日数 (審査請求日から特許査定日までの日数) の平均値をまとめたものを図2に示す。

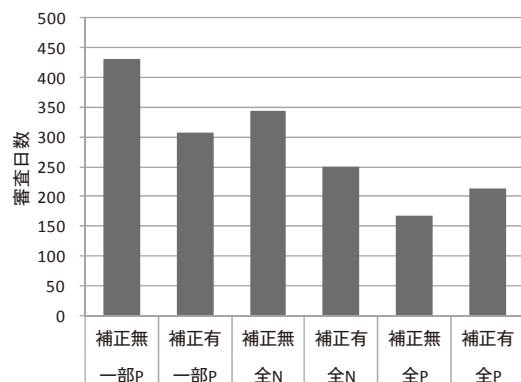


図2 国際段階の特許性判断と審査日数

国際段階で「全P」の場合のシンガポール移行後の審査日数は、「一部P」、「全N」の場合の審査日数よりも短い傾向がある。

補正の有無に着目すると、「一部P」及び「全

N」の場合には、「補正有」の平均審査日数が「補正無」の平均審査日数よりも短いのにに対して、「全P」の場合には「補正有」の平均審査日数が長くなっている。

この理由として、国際段階で「全P」の場合には、自発補正を行うことによって、国際段階の請求項を自主的に変更（拡大）したこと、または、自発補正を行わずに審査を受け、国内段階でのsearch opinionで否定的な見解を受けたために必要な補正（他国情報提出を含む）したことにより、審査日数が長くなったことが想定される。

これは、国際段階で特許性が否定された請求項がある場合には、他国で補正して特許査定された結果を用いてシンガポールで自発補正を行ってから審査請求することによって、シンガポール国内での審査日数を短くできることを示している。

(3) 審査ルートによる審査状況と審査日数

審査ルート別の審査状況と審査日数の関係について検討する。図3に審査ルート別の2015年12月データ抽出時点での審査状況（審査中、特許、放棄のいずれか）を示す。前項に示した審査請求された218件のうち、審査ルート（D）によるものが86件と最も多く、審査ルート（A）及び（B）の場合は、「放棄」あるいは「審査中」の案件が散見された。

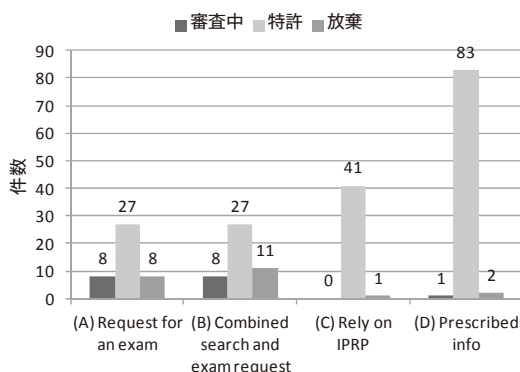


図3 審査ルートと審査状況

放棄案件のうち、図3に含まれる22件の国際段階での判断は、「全P」、「一部P」及び「全N」がそれぞれ4件、9件、及び9件となっている。また、審査請求がされていない43件の国際段階での判断は、「全P」、「一部P」及び「全N」がそれぞれ7件、4件及び32件となっている。このことから国際段階での特許性判断での否定的判断に応じて、権利を放棄する傾向があり、日本の出願人は自己査定制度を利用して、否定的な特許性判断を残した状態でシンガポールにおいて特許登録をさせるというような対応は行っていなかったことが分かる。

(4) 審査ルートと国際段階での特許性判断

図4に審査ルート別の国際段階の特許性判断の内訳件数を示す。審査ルート（C）は、「全P」あるいは「一部P」であるのに対し、その他の審査ルートの場合は半数前後が「全N」であり、日本の出願人は国際段階の特許性判断に応じて審査ルートを選択していることが分かる。

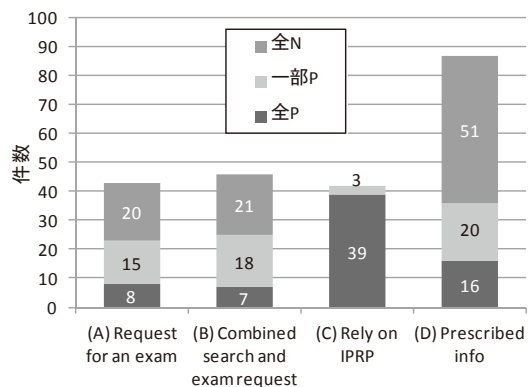


図4 審査ルートと国際段階の特許性判断

(5) 審査ルートと審査日数

図5に特許された179件について審査ルートと平均の審査日数（審査請求から特許査定までの日数）を示す。

この図から2章に示した審査ルート（C）のIPRP提出、又は審査ルート（D）の他国情報提

出が行われることにより大幅に審査日数が短くなることが明らかである。このことによって、国際段階で特許性について肯定的な見解が得られている場合にはIPRPを活用し、そうでない場合には、他国での審査結果を活用することにより、シンガポール国内での審査日数を大幅に短縮可能であるといえる。ただし、今回の分析では、審査日数をIPOSへの審査請求から特許査定までの日数としており、出願から特許査定までの日数ではないことに注意願いたい。また、法改正後では、IPOSの審査官が審査を本格的に実施することにより、今後、この日数が変化する可能性もあることにも注意願いたい。

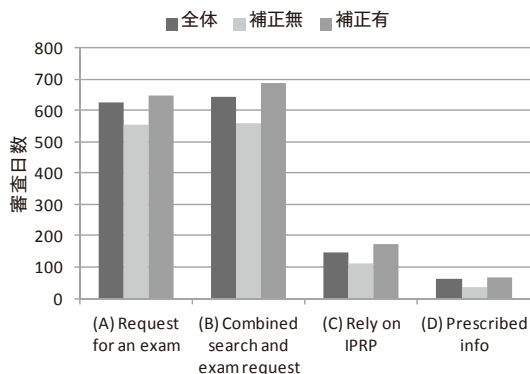


図5 審査ルートによる平均審査日数の比較

5. 他国情報審査の分析と考察

5.1 分析対象案件の抽出

4つの審査ルートのうち、対応他国出願の審査の結果が他国審査情報 (Prescribed Information, 以下「他国情報」) として提出されている2章の審査ルート (D) の審査を受けた審査 (以下「他国情報審査」) の特徴について分析する目的から、PatentSQUARE及びeSearchを用いて、以下①～⑤の条件全てを満たすPCT出願33件を抽出した (抽出日: 2015年7月26日)。

- ① 国際出願日が2012年4月1日以降の出願
- ② JPOが受理官庁である出願 (出願番号から特定)

- ③ シンガポールに移行されている出願 (IPOSが発行した公開公報番号から特定)
- ④ eSearchの経過情報に“他国情報”を受理したことが掲載されている出願
- ⑤ シンガポールで特許査定を受けている出願 (他国情報審査は案件によって審査期間にバラつきがあるものの、出願人自らが放置・放棄しない限り特許査定を受けることから、特許査定を受けた他国情報審査の特徴について分析した)

5.2 分析方法

5.1節の抽出において得られたPCT出願33件について、4章と同様にシンガポール審査日数を分析した他、以下の3点を分析した。

(1) 他国情報の参照庁の推定

他国情報提出がいずれの庁の審査結果によるものかについてeSearchの経過情報からは判断できないため、

- ① 対応外国出願の特許査定日を確認し、
- ② 当該特許査定日のうち他国情報提出日以前のものに対応する庁を特定し、
- ③ 当該庁で特許査定を受けた請求項とeSearchに登録された請求項に同一性があることを確認することにより、参照庁を推定した。

(2) JPO早期審査の有無

推定された他国情報参照庁がJPOの案件について、早期審査が請求されたか否かをJ-PlatPatから確認した。

(3) 他国情報提出後の補正の有無

他国情報が提出された後に行われた補正の有無を分析した。

5.3 分析結果と考察

表1に、他国情報審査の参照庁及びIPOSで

の審査日数と、これらの審査日数の合計日数を、参照庁及びJPOでの早期審査の有無の観点から層別に示す。表中、「JP早期審査あり」「JP早期審査なし」とは、参照庁がJPOであり、それぞれ早期審査対象に該当あるいは非該当であることを示す。「米国審査」とは、参照庁がUSPTOであることを示す。

表1 他国情報の参照庁とIPOSにおける審査日数

	件数	平均審査日数		
		参照庁	IPOS	合計
JP早期審査あり	25	134	100	234
JP早期審査なし	3	510	165	675
米国審査	5	476	96	572

他国情報審査33件の参照庁の内訳はJPO28件、USPTO5件であり、JPOを参照庁とする出願のうち25件がJPOの審査において早期審査の対象であった。

参照庁での平均審査日数は、JPOで早期審査案件が134日、非早期審査案件が510日、USPTO審査案件が476日であった（日米では審査請求制度の有無から、審査日数はそれぞれ、JPOについては審査請求日及び特許査定日により、USPTOについては米国移行日及び認可通知日により算出している。）。

また、IPOSでの平均審査日数は、JPOで早期審査案件が100日、非早期審査案件が165日、USPTO審査案件が96日であった。さらに、参照庁及びIPOSでの平均審査日数の合計は、JPOで早期審査案件が234日、非早期審査対象案件が675日、USPTO審査案件が572日であり、JPOで早期審査対象のものは他の案件に比べ大幅に短かった。

以上から、日本人の出願人はJPOの早期審査を活用し、日本特許を機軸に速やかな権利化を実現している案件が多いことがわかった。

表2に、他国情報審査のIPOSにおける審査日数（他国情報提出日と特許査定日の差より算

出）を、他国情報提出後の補正の有無で分類した結果を示す。

補正がある場合には平均129日であるのに対し、補正がない場合には95日であり、補正がない場合の方が1か月程度短いことがわかる。このことから他国情報提出時に現地プラクティスを考慮して十分に補正しておく手法が審査日数を短くするのに有効であったと考えられる。

表2 他国情報提出後の補正の有無に着目したIPOSにおける審査日数

	件数	平均審査日数
提出後補正あり	10	129
提出後補正なし	23	95

なお、対象案件33件の審査日数の最小は8日、最大は480日であり、最大日数と最小日数の差が大きく、その日数の分布に大きな偏りが見られた。そこで、対象案件のうち、審査日数が200日以上計6件の詳細を調べたところ、そのうち5件が審査において無効（voided）になったか、他国情報の提出後に補正されていたことがわかった。他国情報の提出時に書類に不備があることやその際の補正が不十分であることが審査の大幅な遅延の原因になりうることが推測された。

6. 英語PCT出願の分析と考察

6.1 分析の背景

受理官庁をJPOとしてPCT出願を英語で行う場合には、国際調査機関（ISA）としてJPO又はEPOを選択可能である。シンガポールのように、英語が公用語である国にPCT出願を移行する場合には特に、国際調査機関としてEPOを選択する（以下「ISA/EPO」）ことにより、JPOを選択する（以下「ISA/JPO」）よりも、国際段階で英語文献の先行技術を移行前に発見しやすくなることになり、移行後の審査が優位にな

るとも考えられる。その実態を調べるために、本章においては、ISA/JPO案件とISA/EPO案件に分離して比較することにより、分析を行った。

6. 2 分析対象案件の抽出

前述の4章及び5章における抽出と同様にPatentSQUARE及びeSearchを用いて、以下①～④の条件全てを満たすPCT出願140件を抽出した（抽出日：2015年12月25日）。

- ① 国際出願日が2011年1月1日以降の出願
- ② JPOが受理官庁である出願（出願番号から特定）
- ③ 出願言語が英語である出願
- ④ シンガポールに移行されている出願（IPOSが発行した公開公報番号から特定）

6. 3 分析方法

抽出された対象140件について、ISA/JPOとISA/EPOの案件に分離して、以下の3点の分析を行った。なお、各分析方法の詳細は、前章と同一である。

6. 4 分析結果と考察

(1) 国際段階の進歩性判断の比較

まず、対象140件について、ISA/JPOとISA/EPOのそれぞれについて、国際段階の特許性判断の比較結果に関する分析結果を示す。

図6のように、ISA/JPOの案件は95件であるのに対し、ISA/EPOの案件は45件であり、出願言語が英語であるシンガポールに対して移行された英語PCT出願であるにも関わらず、ISA/JPOを選択した案件が多かった。

そして、特許性判断については、「全N」及び「一部P」の案件の割合に関して、ISA/EPO案件の割合（全45件のうち、36件）はISA/JPO案件の割合（全95件のうち、66件）よりも高い傾向がある。つまり、EPOはJPOよりも比較的厳しい特許性判断の傾向を確認した。さらに、

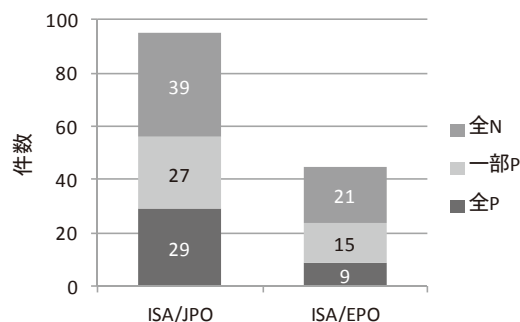


図6 国際段階の特許性判断の比較

引用文献の種類をランダムに確認してみたところ、ISA/JPOの案件については、日本語文献ありの文献がほとんどであり、ISA/EPOの案件については、英語文献のみの文献が散見された。このことが、特許性判断の比較結果に影響を及ぼしている可能性があると考えられる。

さらに、技術分野の傾向を比較してみたところ、ISA/JPOの95件の内訳は、電機系58件、化学系33件、製薬系2件、その他2件であり、ISA/EPOの45件の内訳は、電機系5件、製薬系25件、化学系7件、その他8件であった。シンガポールへの移行が行われているPCT出願案件のみを対象としている前提において、ISA/JPOが選択された出願は電機・化学関連の技術分野のものが多く、ISA/EPOが選択された出願は製薬関連の技術分野のものが多くあることが明らかである。また、大半の出願人は、JPOとEPOのいずれを国際調査機関として選択するかを決めており、両方の選択が行われている出願人はほとんどなかった。

(2) シンガポール審査状況の比較

次に、データ抽出時点（2015年12月25日）におけるシンガポールの審査状況に関して、ISA/JPOとISA/EPOの選択の違いに基づいて比較を行った。

その結果は、図7に示されるように、審査中の案件の比率を比べると、ISA/EPOの案件の審査状況は、全45件のうち、22件存在している

のに対し、ISA/JPOの案件の審査状況は、全95件のうち、21件しか存在していない。したがって、ISA/EPOの案件のほうが、ISA/JPOの案件よりも、シンガポール審査が長引いている傾向が明らかであった。ISA/EPOの案件のうち、審査中の案件（22件）の内訳を調べてみたところ、製薬系15件、化学系6件であるのに対し、電機系は1件のみであり、技術分野による偏りが特に大きかった。なお、この技術分野の分類は、出願人名、発明の名称等の情報を基にして、分析者が独自に行ったものである。

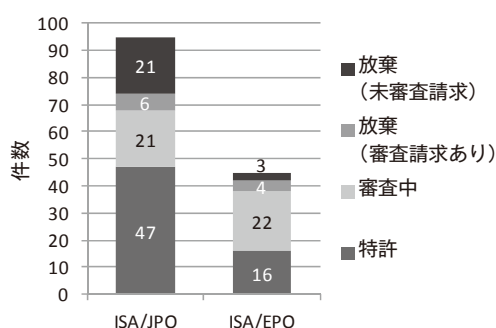


図7 シンガポール審査状況の比較

また、ISA/JPOの場合には特に、シンガポール移行を行ったにも関わらず、審査請求されていない案件が多かった。その意図の詳細は不明であるが、他国で有効な権利取得に失敗したため、シンガポールについても放棄をしている等が考えられる。

また、放棄案件は合計34件（全140件の24.3%）存在する。出願人は、自己査定制度を生かして、放棄させずに特許させることは可能であったものの、実質的に権利行使できないような無効の蓋然性の高い特許を、形式的に取得することにはせず、放棄させているものと推測される。

(3) 他国情報審査の比較

次に、対象140件について、5章と同様に、他国情報が提出された案件を抽出し（対象28件）、参照庁を推定し、推定結果に関して、

ISA/JPOとISA/EPOの選択に基づいて比較を行った。

その結果は、図8に示されるように、ISA/JPOの案件（15件）のうち、7件の参照庁はJPOであり、ISA/EPOの案件（13件）のうち、7件の参照庁はEPOであった。つまり、機関として選択した国と、シンガポール審査において審査情報を提出した国が一致する案件は、JPO、EPOのいずれにおいても多い。したがって、ISA/EPOの案件については、EPOの審査が他の移行国の審査に比べて、特別に遅いわけではないものと思われる。

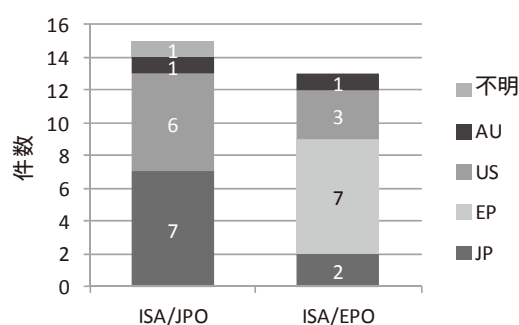


図8 他国情報審査の比較

そして、ISA/EPOの案件については、EP以外の国の審査情報を提出した案件（6件）は全てEP審査において特許されていなかった（審査係属中であった）。逆に、EP審査において特許された案件については全て、EP審査結果をシンガポール審査において提出していることが把握できた。したがって、出願人はEP審査の信用性（EP特許と同一請求項である特許の権利安定性）が高いと認識しているものと思われる。

一方、ISA/JPOの案件については、対象15件のうち、EPに移行していない案件は3件のみであり、国際調査機関としてEPOを選択していない案件については、EP審査は比較的遅い、又は、特許されにくいものと思われる。

7. おわりに

今回の分析を通して、PCT出願における国際段階とシンガポール移行段階の特許性判断の関係について、定量的に明らかになった。

まず、日本の出願人はIPRP及び他国審査情報を積極的に活用することにより、特許権の取得を早期に実現できていること、国際段階の特許性判断、及びシンガポール審査前の補正等の活用により、有効性のある特許権の取得を狙う傾向があることを確認できた。さらに、他国審査情報については、JPOの特許査定情報が多く、日本での早期審査請求も積極的に活用されている実態を把握できた。シンガポールの改正法によって、今後、新法が適用された審査が行われるようになり、他の法制度が整ったとしても、このような傾向や実態は継続されるものと思われる。今後の変化についても注目したい。

また、英語PCT出願の活用状況については、ISA/JPOを選択した場合、シンガポールでの権利化が速やかに行われ、ISA/EPOを選択した場合、国際段階で比較的進歩性が否定される可能性が高い傾向、EPOにおける移行段階の審査は遅くならない傾向を確認することができた。さらに、ISAの選択は、技術分野によって大きな偏りがあったことを確認できた。なお、JPOは、2016年1月1日以降の英語PCT出願に対して、国際調査機関における調査手数料を値上げした^{11), 12)}。出願人は、国際調査機関を選択する際には、調査費用をふまえて、前述のようなISA/JPOとISA/EPOとの違いに基づく移行段階の審査における影響を考慮して選択を行うべきである。

最後に、本稿における考察が、会員企業にとって、シンガポール等の新興国における出願権利化実務の一助となれば望外の喜びである。

注 記

1) 知財管理, Vol.59 No.8, pp.923~932 (2009)

- 2) 知財管理, Vol.61 No.4, pp.549~562 (2011)
- 3) 知財管理, Vol.64 No.7, pp.1121~1131 (2014)
- 4) 世界知的所有権機関の公開データベース, WIPO IP Statistics Data Centerで検索した出願件数から算出した。
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/>
(参照日: 2016年2月25日)
- 5) JETRO開催のシンガポール知財ハブセミナー (2014年7月29日), 「東南アジアにおける知財戦略 - ASPECなどアセアンの取り組みを中心に -」 Felicite IP Consulting Singapore 弁理士 田辺哲通
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/ip/seminar20140117.html>
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/semianr20140729_2.pdf
(参照日: 2016年3月4日)
- 6) 審査請求に相当するタイミング: 対応出願の外国での調査に基づく審査及び対応出願の外国での審査に基づく審査の場合には、審査請求を行わないため、経過情報に審査請求日は現れない。よって本考察では、IPRPや他庁審査情報の提出日を、審査請求日に相当するものと仮定した。
- 7) 特許庁新興国等知財情報データベース
<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/laws/6185>
(参照日: 2016年1月19日)
- 8) 知財管理, Vol.64 No.10, pp.1617~1620 (2014)
- 9) 所定官庁: AU, NZ, US, CA, UK, EP, JP, KR。旧法も新法も同じである。
- 10) スロートラック及びファストトラック: 法改正前には、審査における各期限(審査請求, 登録料納付)を出願人が選択できる制度が採用されており、出願日(又は優先日)から39ヶ月以内に延長手続きを行うことで、審査をスロートラックに移行させることが可能であった。
- 11) 平成27年度特許法改正に伴う料金改訂(平成28年4月1日施行)
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/fy27_ryoukinkaitei.htm
(参照日: 2016年3月6日)
- 12) WIPO Fee Tables (amounts on 5 February 2016)
<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf>

(原稿受領日 2016年4月28日)